

公益財団法人富山市スポーツ協会
地区・校区イベント開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの推進を目的として実施する各種事業に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 この補助金の交付対象団体については富山市スポーツ協会に加盟する地区・校区スポーツ団体で別表第1の「内容」を実施した団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は各種事業を開催するために必要な経費とする。ただし、主に食事や酒類の提供を目的とした経費に充てることはできないものとする。

- (1) 報償費（講師謝礼金等）
- (2) 消耗品等（スポーツ用消耗品、資料作成用消耗品等）
- (3) 借上料（会場使用料等）
- (4) 食糧費（講師及び参加者用飲料等）
- (5) その他必要と認められる費用

2 交付申請の裏付けとなる書類（領収書等）は交付を受けた団体において保管するものとし、当協会が提出を求めた場合、速やかに提出すること。なお、その保存期間は5年とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費とし、上限額は別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする団体は事業実施後に、補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）及び活動が確認できる書類（写真、ちらし等）のほか、別表第1に定める書類を添付して提出する。

(交付の決定)

第6条 交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号）もしくは不交付決定書（様式第4号）により通知するものとする。

2 交付決定については申請順に審査し、当該年度の予算額に達するまでとする。

3 交付を受ける団体は各補助金につき1回とする。

(交付の取消)

第7条 申請の内容に相違があったことや補助金を他の用途に使用したことなどが確認できた場合、交付の決定を取り消し、交付決定を受けた団体に交付金の一部もしくは全額の返納を求めることができる。

別表第 1

名称	内容	補助上限額	提出書類
地区・校区スポーツ教室開催補助金	市民を対象に 10 回以上継続したスポーツ教室を行うもの	25,000 円	様式第 2-1 号
地区・校区スポーツ研修会開催補助金	役員を対象にニュースポーツや体力づくり運動、運動あそびなどの指導をするための研修会を 1 回以上行うもの	10,000 円	様式第 2-2 号
地区・校区スポーツイベント開催補助金	市民を対象にスポーツ大会やニュースポーツ体験会、健康づくり体験イベントなどのスポーツイベントを 1 回以上行うもの	15,000 円	様式第 2-2 号
ジュニア運動あそび開催補助金	主に未就学児や小学生を対象に運動あそびやニュースポーツ体験など様々なスポーツ体験を行う事業を 1 回以上行うもの。	20,000 円	様式第 2-2 号
ウォーキングイベント開催補助金	市民を対象にウォーキングイベントを 1 回以上行うもの	10,000 円	様式第 2-3 号
高齢者の健康体力づくり講習会開催補助金	概ね 60 歳以上の市民を対象に健康づくりを目的とした運動教室を 2 回以上行うもの	20,000 円	様式第 2-2 号